県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年岩手県規則第83号)の一部を次のように改 正する。

> 改正前 改正後

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書に規定する日常生 第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書に規定する日常生 活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行 為とする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり 日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及 び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は 反復して行われるものに限る。)

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認 められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父 母と同様の関係にあると認められる者

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行 の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害について は、なお従前の例による。

(日常生活上必要な行為)

活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行 為とする。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり 日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母、 孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員と同居している者であ って、職員との間において事実上子と同様の関係にあると 認められるもの及び職員又は配偶者との間において事実上 父母と同様の関係にあると認められるものの介護(継続的 に又は反復して行われるものに限る。)